

三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 三河湾ネットワーク株式会社（以下「会社」といいます）は、放送法の規定に従い、この放送サービス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス契約約款によります。なお、会社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

(用語の定義)

第 3 条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1	有線テレビジョン 放送施設	会社が有線テレビジョン放送を行う為の機械、器具、電線その他の電氣的設備
2	放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
3	加入契約	会社から放送サービスを受ける為の契約
4	加入申込	加入契約の申込
5	加入申込者	加入申込をした者
6	加入者	会社と加入契約を締結した者
7	取扱店	会社と取扱店契約を締結し、加入契約の取次、宅内設備の工事及び保守等を行う者
8	引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点(クロージャ)から加入者宅の光接続箱までに設置された引込線及び機器
9	宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機
10	光放送端末	会社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（V－ONU）
11	受信機	加入者宅内のテレビ受像機及び FM 受信機
12	消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 加入契約

(加入契約の単位)

第4条 加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。

- 2 引込線1回線により複数世帯、複数企業が加入する場合には、原則として世帯、又は企業ごとに加入契約を締結するものとします。
- 3 会社は、放送法第147条第1項の有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面（以下「契約書面」といいます）を作成し加入者に交付するものとします。
- 4 加入者の承諾があるときは、会社は、契約書面の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を加入者に提供することができるものとします。

（加入申込の方法）

第5条 加入申込をするときは、この約款をご承認の上、次の書類を会社又は取扱店に提出していただきます。

- (1) 加入申込者の氏名、住所、利用を希望する放送サービスの種類等所定の事項を記入した加入申込書。

（加入申込の承諾）

第6条 会社は、前条の定めにかかわらず、次の場合には加入申込を承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込について、引込設備及び宅内設備の設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。
 - (2) 加入申込について、引込設備の設置又は、保守することが著しく多額の費用を要する場合。
 - (3) 加入申込者が放送サービスの料金又は工事費の支払を怠る恐れがある場合。
 - (4) その他放送サービスに関する会社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
- 2 加入契約は、会社が加入申込を承諾したときに成立するものとします。

（加入申込書記載事項の変更）

第7条 加入者は、その氏名、名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更等加入申込書記載事項に変更がある場合、速やかに会社に届け出るものとします。

- 2 加入者は、前項の場合、別途会社の定める規定により変更に必要な費用をお支払いいただきます。

第3章 放送サービスの内容

（放送サービスの種類）

第8条 会社は、定められた業務区域内で次の放送サービスを提供します。

デジタルホームターミナルを使用せずに行うデジタル放送サービス（以下「再放送」といいます）で、光ケーブルで提供する「光ナイス」のコース。

- (1) 光サービス「光ナイス」コース
 - ① 地上デジタルテレビジョン放送及びBS放送並びにそれらのデータ放送の同時再放送
 - ② エフエムラジオ放送の同時再放送
 - ③ 自主放送

(最低利用期間)

第9条 再放送の「光ナイス」は、それぞれ最低1ヶ月間利用していただきます。

2 再放送は、加入時期に応じて取り扱いが異なります。詳細は以下のとおりです。

(1) 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合

スマイル光パック 500 メガトリプルの最低利用期間は、ご利用料金が満額請求となる月から起算して3年間とします。3年契約終了月の当月（36ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌月（37ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌々月（38ヶ月目の月の1日から末日まで）のように、契約日から満3年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の2か月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、下記表に記載した額とします。2022年7月以降の自動更新月（37ヶ月目）にて解除料は廃止となります。

利用期間（満3年）					
1～12ヶ月目	13～24ヶ月目	25～35ヶ月目	36ヶ月目	37ヶ月目	38ヶ月目
48,000円	36,000円	10,000円	解除料がかかりません		

(2) 2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合

スマイル光パック 500 メガトリプル、光スマートパックの最低利用期間は、ご利用料金が満額請求となる月から起算して2年間とします。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、料金表に規定する解除料とします。

(放送番組、放送内容の変更等)

第10条 会社は番組の追加・削除・変更を実施する場合があります。

2 会社は、次の場合、放送内容を予告なしに変更することがあります。

(1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。

(2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

第4章 放送サービスの休止等

(放送サービス利用の休止)

第11条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、会社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。なお、12ヶ月を超える場合の取り扱いについては、加入者と会社がその都度協議して決定するものとします。

2 休止した日の属する月及び再開した日の属する月の利用料金は、日割りによる精算はいたしません。休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の設備維持費として、料金表に規定する金額をお支払いいただきます。

- 3 休止期間終了時、新規申込受付を終了したサービスを利用していた場合、会社は当該契約を終了させることができるものとします。

(放送サービスの中断)

第 12 条 会社は、次の場合には放送サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守上又は工事上やむをえない場合。
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 会社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(放送サービスの停止)

第 13 条 会社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、放送を停止することがあります。但し、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 加入契約金、利用料金、工事費、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務（以下「債務」といいます）について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。
- (2) 第 28 条（放送サービスの上映及び頒布の禁止）の規定に違反した場合。
- 2 会社は、前項の規定により、放送サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を加入者に連絡します。

第 5 章 工事及び保守

(引込設備、宅内設備の設置工事)

第 14 条 会社は、会社から引込設備までを所有し、その設置工事及び必要に応じて自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を行います。但し引込設備の設置工事については、加入者がその設置に関する別表記載の費用を負担するものとします。

- 2 前項にかかわらず、共同住宅等の共同利用施設により放送サービスの提供を受けている加入者の負担する工事費については、別途協議するものとします。
- 3 宅内工事は、会社指定の業者で実施するものとし、また、宅内工事は 会社の指定する工法及び使用機器によるものとします。
- 4 加入者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、会社は、有線テレビジョン放送施設及び引込設備の維持管理を行うものとします。
- 5 加入者は、会社が無断で引込設備の改変、補修、増設及び機器などを接続する工事はできません。
- 6 加入者は、光放送端末が必要とする電源供給負担を承認するものとします。

(引込設備、宅内設備の故障等)

第 15 条 加入者は、放送サービスが受信できなくなったときには、会社又は代理店に点検の請求をするものとします。

- 2 点検の結果、有線テレビジョン放送施設、引込設備、光放送端末に故障がある場合には、会社が会

社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備及び受信機に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。

- 3 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により有線テレビジョン放送設備、引込設備、光放送端末が滅失、破損した場合には、加入者がその設備の修理等に要する費用をご負担いただきます。なお、加入者が故意又は過失により光放送端末を破損して修理が困難な場合又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。

(設備の設置場所の変更)

第 16 条 加入者は、同一家屋内においてのみ光放送端末の設置場所の変更ができるものとします。但し、宅内工事は原則として会社指定の業者に実施させるものとします。

- 2 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に会社に届け出て光放送端末の設置場所を変更することができます。但し第 6 条（加入申込の承諾）第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合にはこの限りではありません。
 - (1) 改築・増築等同一家屋内又は、同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合。
 - (2) 会社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。
- 3 光放送端末の設置場所変更に伴う引込工事、宅内工事及び特殊工事の費用負担ならびに工事の分担については第 14 条(引込設備、宅内設備の設置工事)によるものとします。引込設備、光放送端末の撤去に要する別途会社が定める費用は加入者の負担となります。

(設置場所の無償使用等)

第 17 条 会社は、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者が所有又は占有する敷地、及び構築物等を加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとします。

- 2 加入者は、会社及び会社の指定する者が、引込設備、特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行うために、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 3 加入者は、前 2 項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第 6 章 料金等

(加入契約料金)

第 18 条 加入者は、加入契約 1 件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

- 2 会社は、加入促進を行うため、加入契約料金を割引くことがあります。

(利用料金)

第 19 条 加入者は、放送サービスの利用に際し、利用料金を別表記載のとおりにお支払いいただきます。

- 2 放送法に基づく NHK の放送受信料は加入契約料金及び利用料金の中には含まれませんので、加入者は別途 NHK と受信契約を結び放送受信料を支払わなければなりません。

- 3 会社は、加入促進により第8条（放送サービスの種類）の放送サービスを行うため、地域及び期間を限定した利用料金を設定する場合があります。
- 4 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、会社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

（利用料金の減免）

- 第20条 会社が第15条（引込設備、宅内設備の故障等）の事由により第8条（放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を会社又は代理店に申し出てから1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。
- 2 会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当でないと判断したときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免（減額または免除）することがあります。
 - 3 会社は、料金等の減免（減額または免除）したときは、関係の放送サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（利用料金の計算）

- 第21条 利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。

（利用料金等の請求及び支払い）

- 第22条 会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金は翌月に請求するものとします。
- 2 会社は、加入契約料金、引込工事及び特殊工事の費用、第23条（延滞金）に定める延滞金その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。
 - 3 加入者は、前2項に定める利用料金等を会社が指定した期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。
 - 4 会社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書及び領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。会社は加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。

（延滞金）

- 第23条 加入者は、加入契約金、利用料金、工事費その他の債務を延滞した場合、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利14.6%の延滞金を会社に支払うものとします。

（消費税相当額の加算）

- 第24条 会社は、料金その他のお支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

- 2 別表に記載してあります税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

(端数処理)

第 25 条 会社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 7 章 権利の譲渡及び地位の承継

(権利の譲渡)

第 26 条 会社は、加入者の加入契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ会社に届け出、会社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

- 2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）の総ての義務を承継するものとします。

(地位の承継)

第 27 条 相続又は法人の合併により加入者の地位の承継があった場合には、相続人又は、合併後の存続法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに会社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、その内の 1 人を会社に対する代表者として届け出ていただきます。
- 3 権利の譲渡及び地位の承継に伴い、受信機の設置場所の変更を行う場合、第 16 条（設備の設置場所の変更）を準用します。

第 8 章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第 28 条 会社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者が会社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第 29 条 会社は、加入者が第 5 条で通知した以外の場所で光放送端末を接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。

- 2 会社は、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第 30 条 会社から貸与されている光放送端末を、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止しま

す。

- 2 会社は、加入者が直接又は間接を問わず、光放送端末の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。
- 3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過して光放送端末の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

- 第31条 会社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 前項にかかわらず会社は、番組内容の変更、放送サービスの休止、停止、中断により加入者に損害が生じた場合であっても、会社に故意又は重大な過失がある場合を除きその責任を負わないものとします。また、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

- 第32条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。
- 2 前項による解約の場合、会社は、会社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
 - 3 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

(解除)

- 第33条 会社は、第13条（放送サービスの停止）の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。
- 2 会社は、加入者が第13条（放送サービスの停止）第1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に係わらず直ちに加入契約を解除することがあります。
 - 3 会社は、前2項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。
 - 4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替事業が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合は、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。
 - 5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合は、会社は、そのことを、事前に加入者に通知するものとします。

- 6 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。
- 7 会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
- 8 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

(契約終了時の処置)

- 第34条 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、光放送端末を撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物等の復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、引込設備、光放送端末の撤去に要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。
- 2 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日に支払うものとします。
 - 3 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとします。

(サービスの終了)

- 第35条 社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部を終了する場合があります。その場合は、あらかじめ相当な期間を置いて加入者に通知いたします。

(個人情報の取扱い)

- 第36条 会社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に準ずるものとします。

(書面解除)

- 第37条 加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面を受領日より遅いときは当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、書面により有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます）。ただし、法人契約等放送法で定める場合はこの限りではありません。
- 2 初期契約解除の効力は前項の書面を発した時に生じます。
 - 3 第1項の書面には、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面を受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、会社まで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面を会社が受理したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書留

郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、会社は該当書面を受理しません。

- 4 加入者は、書面解除をしたことにより、以下の料金等を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を会社より請求されることはありません。
 - (1) 書面解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。
 - (2) 既に工事が実施された場合の宅内機器工事費 3,000 円/台（税込 3,300 円/台）
 - (3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費 4,400 円（税込 4,840 円）
- 5 加入者が有料放送の役務の提供契約に付き書面解除を行った場合、当該契約に関して会社が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控除した残金を加入者に返還するものとします。
- 6 会社が書面解除制度について、加入者に対して事実と異なることを告げたことにより、加入者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。

（協議事項）

第38条 本約款に定めない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、会社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

付則

- 1 会社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 この約款は、2019年10月1日より施行します。

この約款は、2021年7月1日より施行します。

この約款は、2022年6月30日より施行します。

この約款は、2023年4月8日より施行します。

この約款は、2023年7月11日より施行します。

この約款は、2023年9月30日より施行します。

この約款は、2024年4月1日より施行します。

この約款は、2024年10月1日より施行します。

この約款は、2025年3月1日より施行します。

この約款は、2025年10月1日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、会社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 加入者は、加入者から会社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、会社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で会社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、会社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく会社にその旨を連絡するものとします。

- 4 会社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、会社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

別 表

(1) 加入契約料金及び利用料金

加入契約料金	20,000 円(税込 22,000 円)
月額利用料金	①放送サービス月額基本料金 (1) 光 ナイス(光サービス) 1,900 円(税込 2,090 円) (上記料金には光放送端末の機器使用料を含みます) (2) 光パック 500 メガトリプル(光サービス) 5,437 円(税込 5,980 円) (上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末の機器使用料、インターネットサービス月額利用料、電話サービス月額利用料、マカフィー®セキュリティサービス月額利用料を含みます) ※上記に含まれるサービスの利用にかかわらず利用料金の割引はありません。 ※インターネットサービス、電話サービスについてはそれぞれのサービス約款に準じます。 ※上記光パックは、2023 年 4 月 7 日をもって新規申込受付を終了します。 (3) 光スマートパック (光サービス) 5,500 円(税込 6,050 円) (上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末の機器使用料、インターネットサービス月額利用料、電話サービス月額利用料、マカフィー®セキュリティサービス月額利用料を含みます) ※上記に含まれるサービスの利用にかかわらず利用料金の割引はありません。 ※インターネットサービス、電話サービスについてはそれぞれのサービス約款に準じます。 ②サービス休止時の設備維持管理費 (1) 月額基本料金 400 円(税込 440 円)

(2) オプションサービス

種類	単位	料金額
利用明細紙面通知	1 通につき	200 円 (税込 220 円)

(3) ①工事費（2022年7月1日以降に締結した契約）

新規契約時の 工事費の分割払い	契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 当社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他当社が不適当と判断したとき。 2. 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、当社が別に定めるものとします。 3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとしします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く）の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとしします。
引込工事費	30,000 円(税込 33,000 円) 但し、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を伴う場合には、その費用は実費とします。
宅内工事費	実費

②解約費 解約にかかる工事費及び手続費は以下の通りです。

区分	料金額
戸建住宅等でご利用の場合 ※1.2	8,000 円（税込 8,800 円）
ケーブル対応集合住宅でご利用の場合	3,000 円（税込 3,300 円）

※1 法人契約を除く店舗等の住宅形態の建物も含まれます。

※2 集合住宅でご利用の場合で、戸建住宅と同様の工法でサービス提供中の方は、「戸建住宅でご利用の場合」の料金額となります。

(4) 解除料 (2022 年 7 月 1 日以降に締結した契約)

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料 (非課税)
光パック 500 メガトリプル	5,437 円 (税込 5,980 円)	2 年間 (24 ヶ月)	4,000 円
光スマートパック	5,500 円 (税込 6,050 円)	2 年間 (24 ヶ月)	4,000 円

(5) 貸与機器価格相当分

光放送端末 価格相当分	光放送端末 28,000 円/台 (税込 30,800 円)
無線通信端末 (光ス マートパック)	メッシュ機能付き無線通信端末(親機) 11,910 円/台 (税込 13,101 円/台)

※ ご注意

- ① 上記金額にNHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。
- ② 加入契約料金、利用料金、工事費は、加入促進の為割引することがあります。